

## 企業透明化法:仮差止命令が停止

-第 5 巡回区控訴裁判所は、テキサス州連邦地方裁判所が 2024 年 12 月 3 日に Texas Top Cop Shop, Inc 訴訟で出した仮差止命令を停止しました。この判決により、企業に対する企業透明化法(CTA)に基づく報告義務が再び有効になりました。ただし、この判決が発表された直後、FinCEN は、本来 2025 年 1 月 1 日までに報告を行う必要がある 2024 年 1 月 1 日時点で存在していた殆どの企業に対し、報告期限を 2025 年 1 月 13 日まで延長すると発表しました。

アンドリュー・J・ワイナー、ブライアン・H・モンゴメリー、ロバート・B・ロビンズ、デボラ・S・ソーレン＝ペデン、メーガン・L・ジョーンズ、デイヴィッド・G・キーコ

- テキサス州連邦地裁により 2024 年 12 月 3 日に出された CTA 報告規則の施行を禁止する全国規模の仮差止命令は、控訴裁判所によって解除されました。
- 仮差止命令(2024 年 1 月 1 日時点で存在していた企業に対する 2025 年 1 月 1 日の遵守期限の実施を含む)は、もはや効力を失っています。
- 2024 年内に仮差止命令の控訴に関する追加の手続きは予定されていません。
- 控訴裁判所の決定により CTA 上の報告義務が復活しましたが、FinCEN は別途、本来 2025 年 1 月 1 日までに報告を行う必要があるほとんどの企業に対し、期限を 2025 年 1 月 13 日まで延長すると発表しました。

### これまでの経緯

2024 年 12 月 3 日、テキサス州東部地区連邦地方裁判所(Mazzant 裁判官)は、Texas Top Cop Shop, Inc, No. 4:24-CV-478 (E.D. Tex.) (以下「差止命令」)において、企業透明化法(合衆国法典 第 31 編第 5336 条、Corporate Transparency Act 以下 CTA) および報告規則(連邦規則集 第 31 編 第 1010.380 条)の施行を差し止める仮差止命令を下しました。また同裁判所は、CTA 第 5336 条(b)で定義される報告義務のある事業体(以下、報告法人)が第 5336 条(b)(2)に基づき実質的所有者情報報告書を提出する 2025 年 1 月 1 日の遵守期限も差し止めました(差止命令、78-79 頁)。差止命令の範囲は全米に及びます。(同 2、77-78 頁)。裁判所はまた、報告規則は CTA を実施するものであるため、違憲である可能性が高いと結論づけました(79 頁)。

### 差止命令の停止

連邦政府はテキサス州連邦地裁の判決を不服として、第 5 巡回区控訴裁判所に上訴しました。2024 年 12 月 23 日に提出された未公表の命令(per curiam)により、控訴裁判所は「政府は[連邦地方裁判所の差止命令]の執行停止が正当であることを証明した」と判断しました。その結果、控訴裁は「控訴の審理が行われるまで差止命令の停止を求める政府の緊急申し立てを

認める。(中略)[そして]この控訴の最終判断は、次に口頭弁論パネルが利用可能となるまで延期される」と判断しました。そのため、2025年1月1日の期限までに、この件に関するさらなる司法措置がとられる可能性は低いと考えられます。FinCENの控訴の実質的な審理に関する口頭弁論は、おそらく2025年1月に行われる見込みです。

### 期限の延長

しかし、裁判所の判決が発表された直後、金融犯罪取締ネットワーク(Financial Crimes Enforcement Network, 以下、FinCEN)は、米財務省は、仮差止命令が有効であった期間を考慮し、報告法人が遵守するために追加の時間が必要である可能性を認識していることから、特定の企業に対して以下のように報告期限を延長すると発表しました。

1. 2024年1月1日以前に設立または登録されていた報告法人は、初回の実質的所有者情報報告書を2025年1月13日までに提出する必要があります。
2. 2024年9月4日以降に米国で設立または登録され、2024年12月3日から2024年12月23日の間に提出期限があった報告法人は、初回の実質的所有者情報報告書を2025年1月13日までに提出する必要があります。
3. 2024年12月3日以降2024年12月23日までの間に米国で設立または登録されていた報告法人は、元の提出期限からさらに21日間の猶予が与えられます。
4. 災害救済の適用を受ける資格のある報告法人で、すでに延長された期限がある場合は、その延長された期限または2025年1月13日のいずれか遅い日までに提出する必要があります。

本稿の原文(英文)につきましては、[With the Preliminary Injunction of the Corporate Transparency Act Stayed, FinCEN Extends Deadlines for Compliance](#) をご参照ください。

### 本稿の内容に関する連絡先

**Andrew J. Weiner**

[andrew.weiner@pillsburylaw.com](mailto:andrew.weiner@pillsburylaw.com)

**Brian H. Montgomery**

[brian.montgomery@pillsburylaw.com](mailto:brian.montgomery@pillsburylaw.com)

**Robert B. Robbins**

[robert.robbs@pillsburylaw.com](mailto:robert.robbs@pillsburylaw.com)

**Deborah S. Thoren-Peden**

[deborah.thorenpeden@pillsburylaw.com](mailto:deborah.thorenpeden@pillsburylaw.com)

**Megan L. Jones**

[megan.jones@pillsburylaw.com](mailto:megan.jones@pillsburylaw.com)

**David G. Keyko**

[david.keyko@pillsburylaw.com](mailto:david.keyko@pillsburylaw.com)

**秋山 真也** (日本語版監修)

[shinya.akiyama@pillsburylaw.com](mailto:shinya.akiyama@pillsburylaw.com)

### 東京オフィス連絡先

**ジェフ・シュレップファー** (日本語対応可)

[jeff.schrepfer@pillsburylaw.com](mailto:jeff.schrepfer@pillsburylaw.com)

**サイモン・バレット**

[simon.barrett@pillsburylaw.com](mailto:simon.barrett@pillsburylaw.com)

**松下 オリビア** (日本語対応可)

[olivia.matsushita@pillsburylaw.com](mailto:olivia.matsushita@pillsburylaw.com)

### Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

**田中里美**

[satomi.tanaka@pillsburylaw.com](mailto:satomi.tanaka@pillsburylaw.com)

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2024 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.